

社団法人 山形県医師会国民保護業務計画

平成19年1月  
社団法人 山形県医師会

## 社団法人 山形県医師会国民保護業務計画

### (目的)

第1条 本計画は、社団法人山形県医師会(以下「本会」という。)が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)」及び同法第32条に定める「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態において国民の保護に関し講ずべき措置や実施体制等を定め、もって「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)」第2条に規定されている武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」という。)における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

### (実施の基本方針)

第2条 本会は、本計画の実施にあたり、山形県、地方公共団体その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関(以下「関係機関」という。)と相互に連携を図りながら、山形県内の郡市地区医師会(以下「各郡市地区医師会」という。)と一体となって、医療を確保するために必要な措置等を講ずる。

- 2 それぞれの措置は、本会が被害状況及びその有する能力などについて総合的に判断することによって定まり、その実施期間は概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

### (武力攻撃事態等マニュアルの作成)

第3条 会長は、本計画を効果的に推進するため、武力攻撃事態等時における情報の収集・発信方法、各郡市地区医師会の救護班の派遣方法を記したマニュアルを作成するとともに、訓練や研修を実施するものとする。

### (計画の修正)

第4条 本計画を効果的に推進できるよう、今後の状況の変化に伴い、適時この計画の内容につき検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

### (措置の内容)

第5条 本会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- 一 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- 二 武力攻撃事態災害における医療の提供
- 三 情報の収集・提供及び広報活動

(安全の確保)

第6条 会長は、国民保護措置の実施にあたっては、山形県及び関係機関と連携しつつ、会員及び職員等国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(武力攻撃事態等における意識の啓発)

第7条 会長は、会員及び職員に対して武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

(武力攻撃事態等における調査及び研究)

第8条 会長は、武力攻撃事態等時における医療活動が円滑に実施できるよう、武力攻撃事態等の医療活動について、調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

(武力攻撃災害における財政上の措置)

第9条 医療活動等に要する費用は、原則として国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を請求することができる。

(本会国民保護連絡会議の設置)

第10条 国民保護措置を円滑かつ適切に実施するため、連絡調整組織として本会に国民保護連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して必要な連絡調整を行うものとする。

- 一 緊急時のための連絡網の作成及び参集体制の整備
- 二 関係機関との連絡体制の整備
- 三 計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
- 四 その他必要な事項

3 連絡会議の事務局は、本会事務局内に置く。

4 前項の定めるもののほか、連絡会議の組織その他の必要な事項は、別に定めるところによる。

(本会における連絡体制等の整備)

第11条 会長は、本会内部関係者と各都市地区医師会との連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 連絡体制は、防災業務計画における連絡体制と兼ねることができるものとする。

(職員の参集)

第12条 会長は職員の招集・参集について、緊急連絡網の作成等による職員の確保及び情報収集、伝達手段の確保に努めるものとする。

( 平時における関係機関との連絡、協力体制の整備 )

第 13 条 会長は、武力攻撃事態等によって多数の重症患者が急増した場合及び医療機関が被害を受けた場合に備え、平時から情報連絡体制を整備し、近隣の郡市地区医師会との間において、あらかじめ重症患者の輸送方法等を定めておくよう努めるものとする。

( 非常事態等警戒時における初動措置 )

第 14 条 会長は、武力攻撃事態等に至るおそれがある場合又は山形県国民保護対策本部等が設置された場合には、職員を参集させて情報の収集にあたるとともに、必要と認められる場合には、各郡市地区医師会に救護班の待機を要請するものとする。

( 本会国民保護対策本部の設置 )

第 15 条 会長が、必要があると認める場合には、本会に国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、武力攻撃事態等における医療救護活動の万全を期すこととする。また、対策本部は次の業務を行うものとする。

- 一 被害状況の調査及び報告に関すること
- 二 救護班の派遣要請に関すること
- 三 関係機関との連絡調整に関すること
- 四 その他、武力攻撃事態等における医療活動に関し必要とされる業務

2 対策本部の事務局は、本会事務局内に置く。

( 職務代理 )

第 16 条 会長に事故のあるときは、副会長が会長の職務を代行する。

2 対策本部の組織の構成等については、別に定めるところによる。

( 国民保護措置における対策本部の措置 )

第 17 条 会長は、武力攻撃災害における医療活動が中長期にわたる場合においては、救護班等に対する応援・交代や資機材の補充をはじめとする後方支援も考慮に入れた措置を講ずるものとする。

( 武力攻撃事態等に関する情報の収集・提供 )

第 18 条 会長は、武力攻撃等発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

( 国民保護業務計画のための措置に関する会員及び職員への研修・訓練等 )

第 19 条 会長は、武力攻撃事態等における医療救護活動に関する研修会に会員及び職員を派遣し、武力攻撃事態等における医療活動に必要な知識・技術の習得を図るよう努めるものとする。

2 会長は、武力攻撃事態等を念頭において、地方公共団体の国民保護措置についての訓練や、関係機関による合同訓練へ参加するように努め、武力攻撃事態等における各機関の役割を認識し、地域における武力攻撃事態等における医療業務についての理解を促進する。

(緊急対処保護措置の実施等)

第 20 条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画の定めに基づいて適宜行うこととする。